



廃棄物処理に係る法改正の状況と 食品廃棄物の適正処理について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

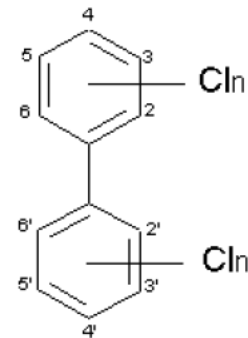
<目 次>

- 1. PCB廃棄物に対する対応**
- 2. 水銀廃棄物への対応**
- 3. 廃棄物処理法の見直し**
- 4. 食品廃棄物の不適正事案と再発防止策**

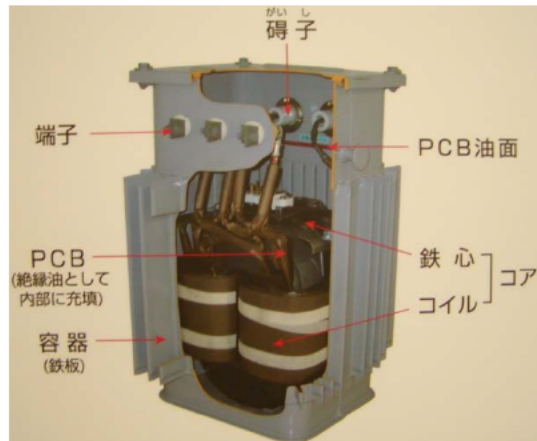
1. PCB廃棄物に対する対応

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物について

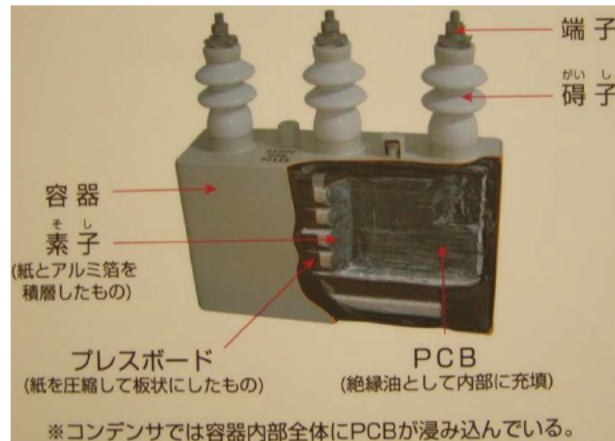
- ◆ PCB（Polychlorinated biphenyl：ポリ塩化ビフェニル）
ビフェニルの水素が1～10個の塩素に置換した化合物の総称。
- ◆ 水に溶けない、化学的に安定、電気絶縁性が高いなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物。
- ◆ 電気絶縁性等の性質により、主として、絶縁油、熱媒体、感圧複写紙に使用されていた。



高圧トランス（変圧器）



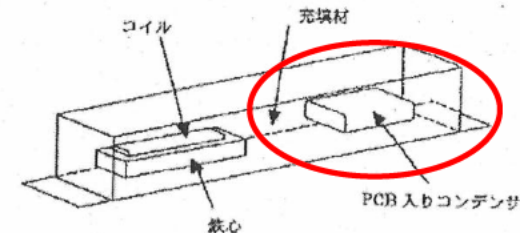
高圧コンデンサ



安定器

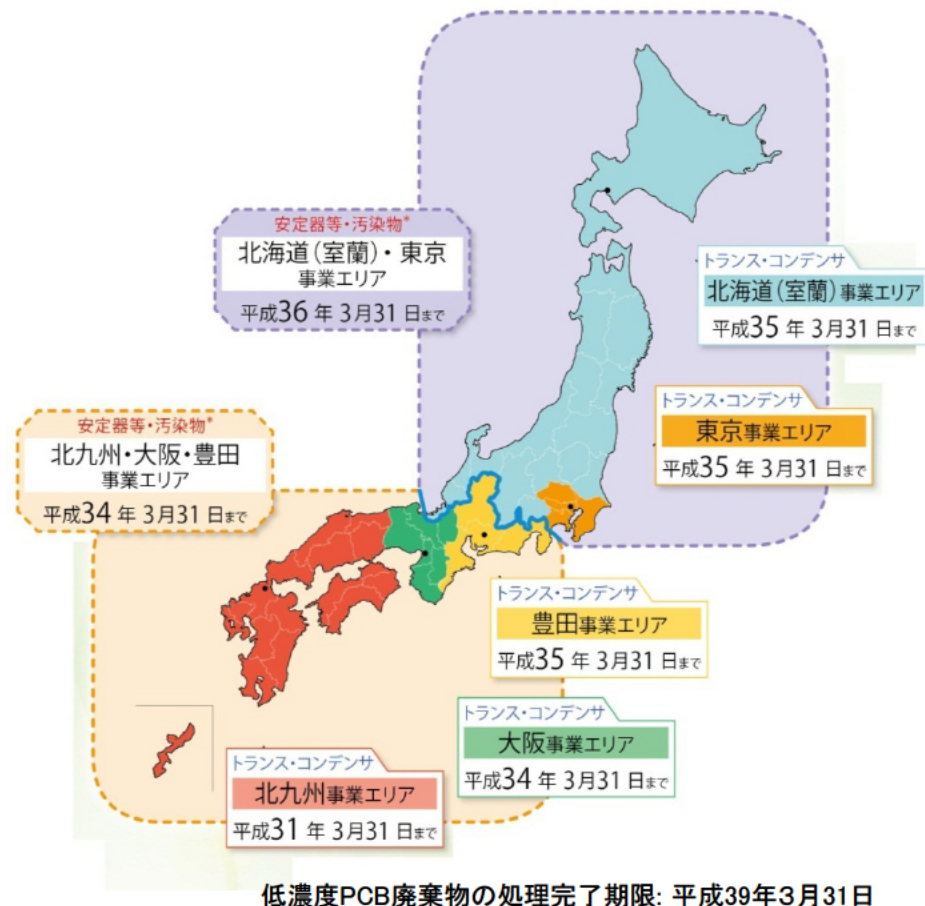


- トランス（変圧器）とは、ある交流の電圧をそれより高いか又は低い電圧に変える装置（高圧トランスは、発電所、工場、ビルの受電設備、鉄道車両等で使用。このほか、配電用の柱上トランス等もある。）。
- コンデンサ（蓄電器）とは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する等の機能を持つ装置（送配電線等で使用）。
- コンデンサを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具等の安定器には、コンデンサ内にPCB油が使用されているものがある（住宅用では使われていない。）。



PCB廃棄物処理問題の経緯と処理体制の整備

- 昭和43年 カネミ油症事件
- 昭和47年 PCB使用製品の製造中止**
(当初は行政指導。昭和49年に製造禁止。)
- その後、約30年間で全国39カ所にて**処理施設立地が試みられるが、地元同意が得られず、すべて断念**
- 保管の長期化と紛失・漏洩事案の発生
- 平成13年 スtockホルム条約の採択 (平成37年までの使用全廃、平成40年までの適正な処分を各国に義務づけ)
- 平成13年にPCB特措法成立。**JESCOによる処理体制を整備**
- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画を改定し、**当初平成28年3月末としていた計画的処理完了期限を右のとおり延長** (最短の期限は北九州事業トランス・コンデンサの**平成30年度末**)
- 基本計画の改定に当たっては、**処理期限の再延長は絶対にしない**ことを環境大臣名で立地自治体に約束
- しかしながら、処分委託しない事業者や使用中のPCB機器もなお相当数存在し、**処理期限の達成は決して容易ではない状況**



JESCO (中間貯蔵・環境安全事業株式会社) の概要

商号	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
英文名称	Japan Environmental Storage & Safety Corporation (JESCO)
設立	平成16年4月1日
根拠法	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法 (平成15年5月16日法律第44号)
主務大臣	環境大臣
役員及び従業員	348名 (役員9名、従業員339名) [平成27年7月1日現在]
売上高	63,981百万円 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)



これまでのPCB処理事業の進捗状況

平成27年3月末時点

JESCO北海道事業

	進捗率
トランス類	73%
コンデンサ類	71%
安定器等・汚染物 (東京事業分を含む)	14%

JESCO大阪事業

	進捗率
トランス類	74%
コンデンサ類	72%

JESCO東京事業

	進捗率
トランス類	57%
コンデンサ類	45%

JESCO北九州事業

	進捗率
トランス類	91%
コンデンサ類	90%
安定器等・汚染物 (大阪事業・豊田事業分を含む)	33%

JESCO豊田事業

	進捗率
トランス類	58%
コンデンサ類	72%

(注) 安定器については、平成21年に北九州事業所において、また平成25年に北海道事業所において、プラズマ溶融炉が操業開始したところ。大阪・豊田エリア分の受け入れ開始は平成27年度、東京エリア分の受け入れ開始は28年度であり、安定器の受け入れが始まったのが相対的に遅い。

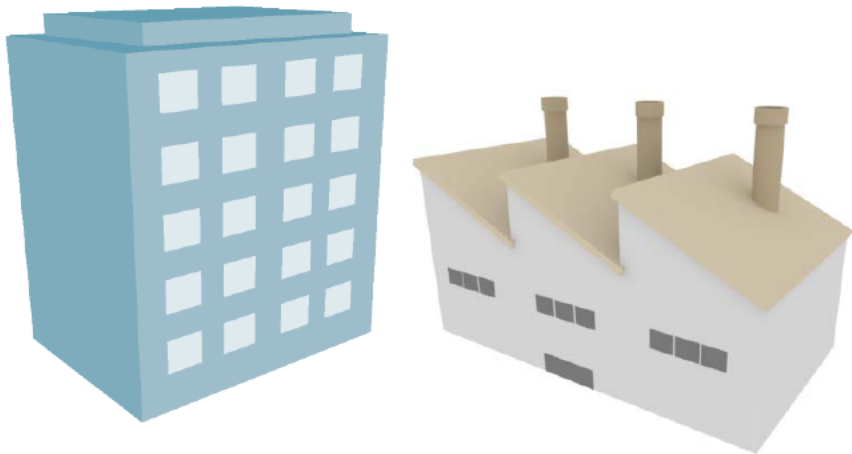
期限内処理の達成に向けた課題- 1 -

課題：掘り起こし調査の強化

- PCB特別措置法は、PCB廃棄物を保管する事業者に届出を義務づけているが、未だ届け出がなされていないPCB廃棄物があり、**必ずしも全てを把握できていない状況**。また、使用中のPCB使用製品についても、把握できていないものが相当数存在すると見込まれる状況。
- このため、各自治体において、主としてアンケート調査により、高濃度PCB使用製品・廃棄物の使用実態・保管実態の全容を把握するための掘り起こし調査を行っているところ。
- しかしながら、**行政指導による取組には限界**があり（アンケート調査の回収率は5割程度）、調査が難航している状況。
- 一方、使用中のPCB使用製品の所有者や、PCB廃棄物を保管しているかどうかわからない者については、**自治体に立入検査権限等なし**。

【掘り起こし調査の対象】

PCB使用製品の保有の蓋然性が高いのは、全国約86万の
自家用電気工作物設置者のうち、概ね昭和52年以前に建
てられた工場、事業場等



（参考①）北九州市の掘り起こし調査の例

- 先行する取組を行っている北九州市においては、約5年をかけて、市内の全ての事業場53,616事業場の掘り起こし調査を実施。
- 調査によって新たに見つかった高濃度PCBトランス、コンデンサの総計は、北九州市内でPCB特措法に基づき届出がされていたものの約1割に相当。

（参考②）静岡県の高校におけるPCB安定器の使用

- 平成27年8月、静岡県内の高校において、調理室蛍光灯の安定器からの液漏れが発見された。
- 分析の結果、PCB安定器を使用している照明器具であることが判明。
- 校内全ての照明器具を再点検したところ、PCB安定器が52台見つかった。

期限内処理の達成に向けた課題- 2 -

課題：使用中の高濃度PCB使用製品への対応強化

- 処理期限の経過後において排出された高濃度PCB廃棄物を処理することは事実上困難
- しかし、製造中止から40年以上経った現在においても、**なお使用中の高濃度PCB使用製品が相当数存在**

高濃度PCB使用製品の使用数（PCB特措法に基づく届出によるもの）
（平成26年3月末現在）

PCB処理事業名	トランス類	コンデンサ類	安定器
北九州	54台	980台	20,828個
大阪	162台	1,141台	18,654個
豊田	106台	1,724台	12,774個
東京	146台	1,510台	22,622個
北海道（室蘭）	82台	1,059台	20,070個
合計	550台	6,414台	94,948個

備考：

- 1) トランス類には、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- 2) コンデンサ類には、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サージアブソーバー等が含まれる。
- 3) 安定器には、高濃度に区分された安定器が含まれる。
- 4) 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃PCB等、感圧複写紙等上記以外の高濃度PCB廃棄物は本表には含まれていない。

• 電気事業法においては、PCBを含有する電気機械器具（トランス・コンデンサ）を電路に施設することを昭和51年以降禁止（ただし、経過措置として、昭和51年当時から施設されている電気機械器具の施設継続は禁止されていない。）。

- 高濃度PCB使用製品については、その使用期間が既に40年を超えており、経年劣化が懸念されている。
- 電気工作物の更新推奨時期は、長いものでも製造後25年。
- 照明器具の交換目安は約10年とされており、器具内の安定器の絶縁劣化により、まれに発煙事故に至る例も発生しているところ。日本照明工業会においては、ホームページやパンフレット等により、その点検や早期交換に係る呼びかけを行っている。

期限内処理の達成に向けた課題- 3 -

課題：高濃度PCB廃棄物の確実な処理のための対応強化

- PCB特措法に基づき高濃度PCB廃棄物の保管の届出をしているにもかかわらず、**JESCOへの処分委託をする見込みのない事業者が相当数存在**。
- しかしながら、現行のPCB特措法は、計画的処理完了期限までに処分委託をしなかった事業者に対する改善命令等の措置を規定していない。
- また、保管事業者が不明、破産等のため**処理が滞っているPCB廃棄物が一定数存在**。

高濃度PCB廃棄物のJESCOへの登録状況（平成26年3月末現在）

	トランス類	コンデンサ類	安定器（注1）
届出量（使用中+廃棄物）	6,322台	118,575台	4,701,198個 ※9,967トン
登録量（未処理分のみ）	3,502台	109,396台	1,507トン
届出量に占める登録量の割合	55%	92%	15%

備考

- 1) トランス類には、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
- 2) コンデンサ類には、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サージアブソーバー等が含まれる。
- 3) 安定器には、高濃度に区分された安定器が含まれる。
- 4) 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃PCB等、感圧複写紙等上記以外の高濃度PCB廃棄物は本表には含まれていない。
- 5) 安定器の届出重量は推計値（※印）。

（注1）安定器については、平成21年に北九州事業所において、また平成25年に北海道事業所において、プラズマ溶融炉が操業開始したところ。大阪・豊田エリア分の受け入れ開始は平成27年度東京エリア分の受け入れ開始は28年度であり、安定器の受け入れが始まったのが相対的に遅い。

保管事業者が不明、破産等の事案

	高濃度	濃度不明
事案数	147	74
トランス類（台）	8	59
コンデンサ類（台）	482	126
安定器等（台）	13	0
汚染物等	2台+ 842kg	2台+ 583kg
小型機器等（台）	0	136381
その他（注2）	2	9

（注2）その他については、ドラム缶類、容器等を計上している。
（自治体へのアンケート調査結果に基づき作成）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

背景

- PCB（難分解性で慢性毒性を有する化学物質）は、カネミ油症事件（昭和43年）を契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止。その後、民間主導で全国39カ所にて処理施設の設置が試みられたが、いずれも住民同意が得られず、30年間以上、処理されず。
- 平成13年、PCB特措法を制定し、国が中心となって、立地地域の関係者の理解と協力の下、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の全国5か所の事業所に処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物の処理を実施。
- 事業所ごとの計画的処理完了期限は、地元との約束で、最短で平成30年度末。しかし、処分委託しない事業者や使用中のPCB使用製品も存在し、その達成が危ぶまれる状況。



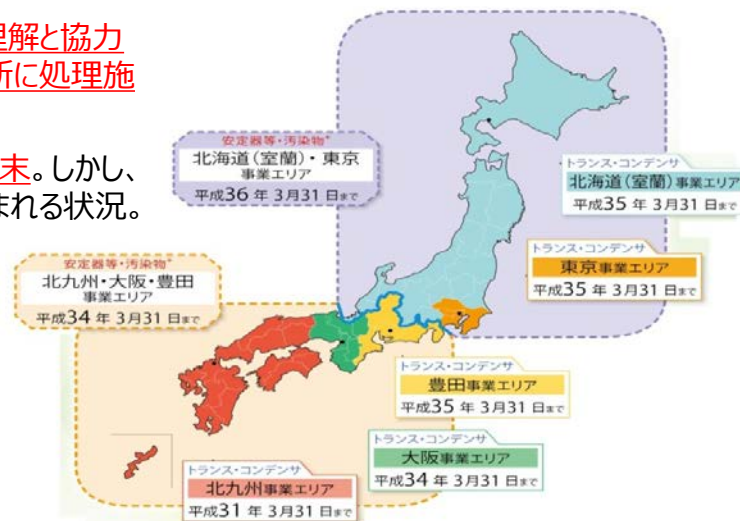
トランス



コンデンサ



安定器



法律の概要

1. PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定（第6条）

政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。

2. 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け（第10条、第12条、第18条、第20条及び第33条）

保管事業者に、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては改善命令ができることとする。命令違反には罰則を科す。（使用中の高濃度PCB使用製品についても、所有事業者に、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け。電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法により措置。）

3. 報告徴収・立入検査権限の強化（第24条及び第25条）

PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

4. 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。

期限内の処理完了に向けて必要なステップと主な改正事項

- PCB廃棄物処理基本計画の期限の達成のためには、期限内に、以下のフロー図の各項目を全て満たすことが必要。
- 高濃度PCB廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難な状況。
→政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定（第6条）

① 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了し、全て把握されること

② 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること

→ 報告徴収・立入検査権限の強化
(第24条・第25条)

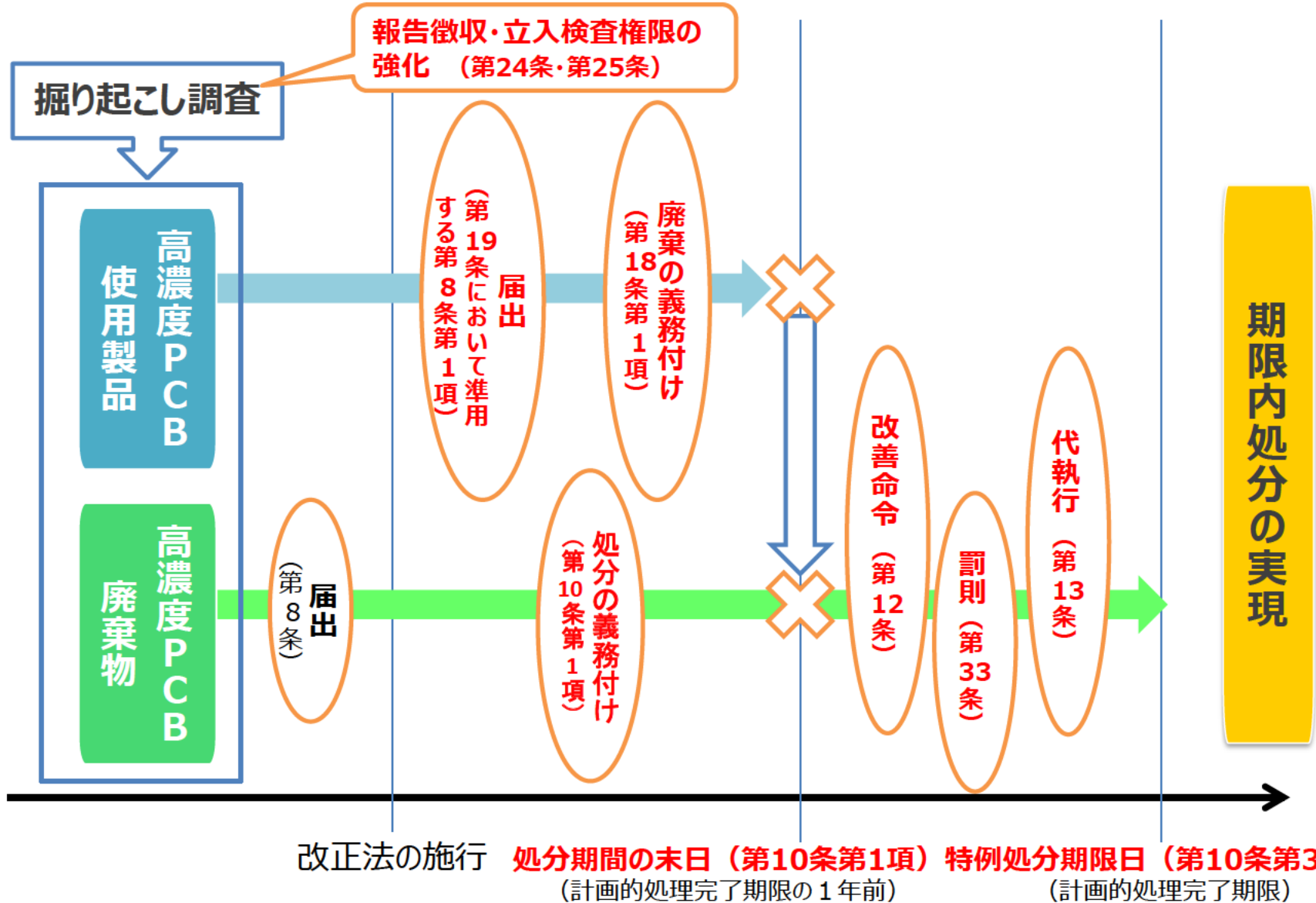
→ 使用中の高濃度PCB使用製品の
廃棄の義務付け（第18条）

③ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

→ 計画的処理完了期限前の高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け（第10条）
義務違反者に対する改善命令（第12条）
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

(参考) 改正法の措置のフロー (赤字が今回の追加的措置)

政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定にて策定 (第6条)



低濃度PCB廃棄物の処理の推進状況

- 低濃度PCB廃棄物については、JESCOではなく、民間事業者（環境大臣認定の無害化処理事業者、又は都道府県許可の特別管理産業廃棄物処理業者）により処理されているところ。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCB特措法の制定以降に問題が発覚したため、
 - 使用の実態が十分把握できておらず、
 - 処理体制が整備の途上にあり、まずはその充実・多様化を図ることが重要。

このため、まずは、低濃度PCB使用製品の使用実態の把握を十分に行うとともに、低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることが重要。
- 無害化処理認定業者は30業者（平成28年3月現在）に達し、今後も増加見込み。

事業者名	設置場所
財団法人愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県
光和精鉱株式会社	北九州市
株式会社クレハ環境	いわき市
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都
エコシステム秋田株式会社	秋田県
神戸環境クリエート株式会社	神戸市
株式会社富山環境整備	富山市
株式会社富士クリーン	香川県
関電ジオレ株式会社	尼崎市
三光株式会社	鳥取県
杉田建材株式会社	千葉県
J F E 環境株式会社	横浜市
群桐エコロ株式会社	群馬県
環境開発株式会社	金沢市
オオノ開発株式会社	愛媛県
JX金属苫小牧ケミカル株式会社	北海道
株式会社かんでんエンジニアリング	神戸市 他
株式会社 G E	堺市
ユナイテッド計画株式会社	秋田市
エコシステム小坂株式会社	秋田県
中部環境ソリューション合同会社	愛知県
株式会社神鋼環境ソリューション	神戸市
北電テクノサービス株式会社	富山県、福井県
ゼロ・ジャパン株式会社	愛知県
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市
中国電機製造株式会社	岡山県倉敷市
日本シーガテック株式会社	京都府福知山市
赤城鉱油株式会社	群馬県みどり市
東芝環境ソリューション	神奈川県川崎市
株式会社太洋サービス	静岡県浜松市

(参考) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の概要

- 世界的に、一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大が報告されたこと等を背景として、国際的な規制の取組が始まり、**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（PoPs条約）**が平成16年5月に発効した。
- この条約では、**PCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分を求めており**、我が国は平成14年8月にこの条約を締結している。

(参考)

1. PoPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質) とは

- ① 環境中で分解しにくい（難分解性）
- ② 食物連鎖などで生物の体内に濃縮しやすい（高蓄積性）
- ③ 長距離を移動して、極地などに蓄積しやすい（長距離移動性）
- ④ 人の健康や生態系に対し有害性がある（毒性）

のような性質を持つ化学物質。

2. スtockホルム条約の目的

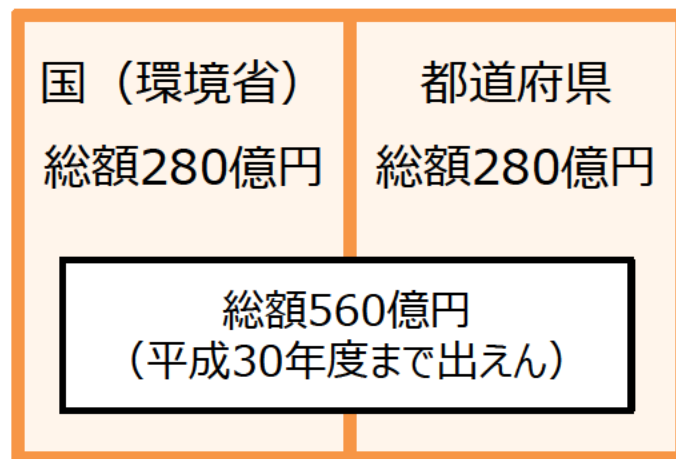
リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。



(参考) 中小企業者等の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- **中小企業者等については処分料金の70%**を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処分料金の95%**を軽減している。

PCB廃棄物処理基金

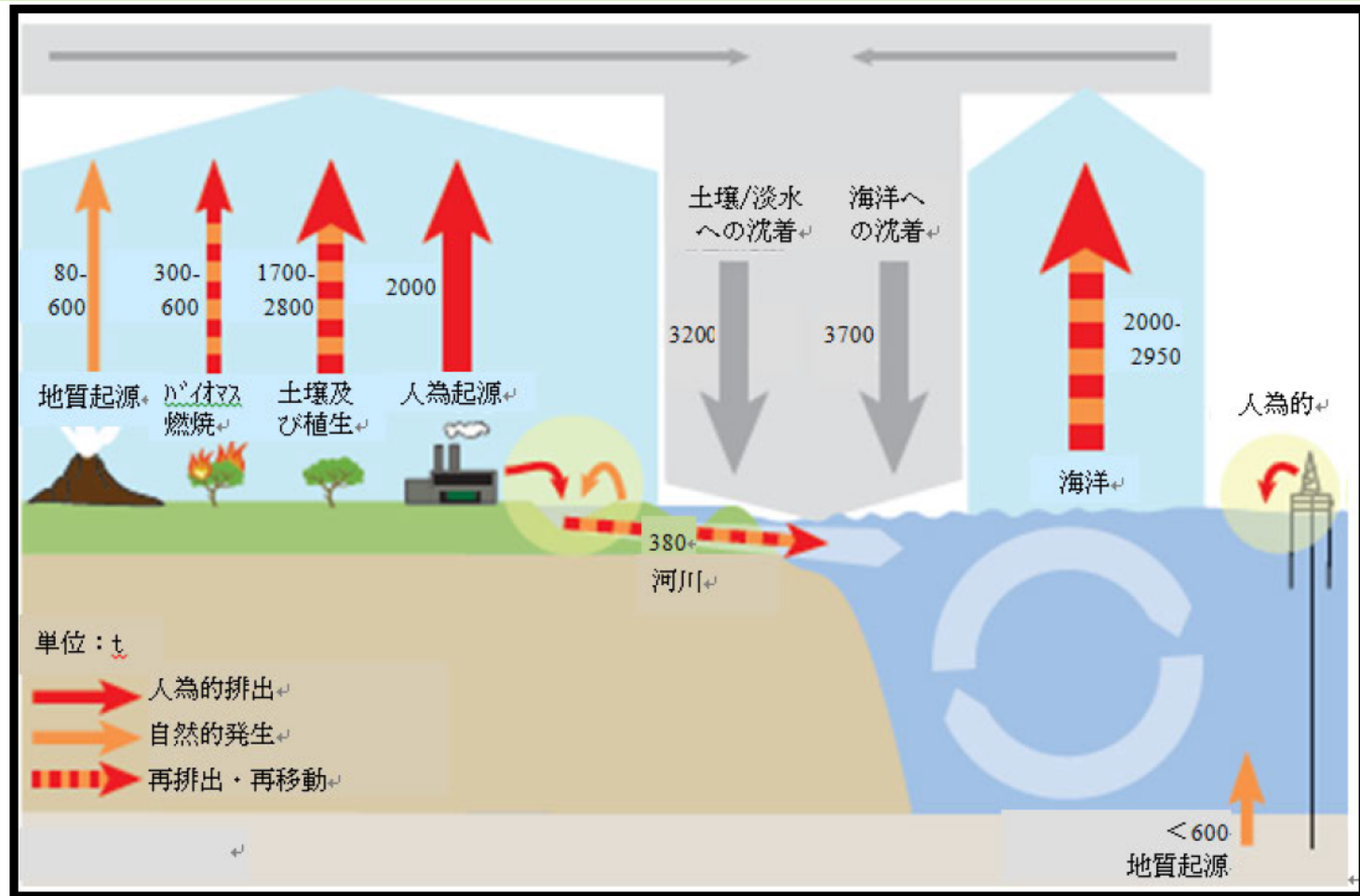


中小企業者等に対するJESCO処理費用支援

2.水銀廃棄物等への対応

地球規模の水銀循環

- 環境中に排出される水銀（年間5,500～8,900トン）のうち人為的排出は約30%、自然的発生は約10%、再排出・再移動は約60%。
- 水銀の人為的排出の削減は、将来的に環境中を循環する水銀量を削減するために極めて重要。



(出典: Global Mercury Assessment (UNEP 2013))

水銀に関する水俣条約の概要

条文の概要

- 前文に水俣病の教訓について記述。
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- **水銀添加製品（蛍光管、体温計、血圧計等）の製造・輸出入**、水銀を使用する製造工程（塩素アルカリ工業等）**を規制**（年限を決めて廃止等）。
- 大気・水・土壌への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行（BAT/BEP）等を基に排出削減対策を推進。
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として規制。
- 水銀廃棄物について既存条約（バーゼル条約）と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設。

条約締結・発効に向けた取組

- 条約は、50カ国が締結してから90日後に発効。平成28年7月15日現在28ヶ国が締結。
- 我が国では、条約の国内担保措置を講ずる「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が平成27年の通常国会で成立。廃棄物処理法施行令等の改正も含む国内の担保措置を平成27年中に整備し、**平成28年2月に条約を締結**。
- 条約の早期発効及び効果的な実施のため、途上国支援を強化する。

水俣条約を踏まえた国内対策の議論

環境大臣から中央環境審議会に対する諮問
(平成26年3月17日)

水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について



- 環境保健部会：水銀に関する水俣条約対応検討小委員会（産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WGと合同開催）
 - 既存法令等で担保されない条約規定事項等を措置するための新法の制定を答申
- 大気・騒音振動部会：水銀大気排出対策小委員会
 - 条約に基づく排出規制等を措置するため大気汚染防止法の改正を答申
- 循環型社会部会：水銀廃棄物適正処理検討専門委員会
 - 条約に基づく水銀廃棄物管理等を措置するため廃棄物処理法下位法令に基づく措置を答申

水俣条約の構成と担保措置等との関係

水銀の一次採掘
(条約第3条3)
水銀汚染防止法
による措置
(附則により鉱業法改正)
(実態なし)

環境への排出

大気への排出
(条約第8条)
大気汚染防止法の一部改正法による措置

水・土壌への放出
(条約第9条)
水質汚濁防止法で担保済

目録作成 (条約第8条7、条約第9条6)

水銀の貿易

水銀の輸出入
(条約第3条6,8)
外為法等による措置

水銀添加製品の輸出入
(条約第4条)
外為法等による措置

水銀の使用

水銀添加製品の製造
(条約第4条)
水銀汚染防止法による措置

水銀の暫定的保管
(条約第10条)
水銀汚染防止法による措置

製造工程における水銀の使用
(条約第5条)
水銀汚染防止法による措置
(実態なし)

零細・小規模金採掘
(条約第7条)
水銀汚染防止法による措置
(実態なし)

廃棄

水銀廃棄物
(条約第11条)
＜廃棄物処理法上の廃棄物＞
廃棄物処理法政省令改正
による措置

＜廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないもの＞
水銀汚染防止法
による措置

汚染された場所
(条約第12条)
土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法で担保済

実施計画
(条約第20条等)
水銀汚染防止法による措置

資金・資金供与の制度(条約第13条)、能力形成・技術援助等(条約第14条)、健康に関する側面(条約第16条)、情報の交換(条約第17条)、公衆のための情報・啓発及び教育(条約第18条)、研究・開発・監視(条約第19条) 等

廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（経緯）

平成25年10月 「水銀に関する水俣条約」の採択

水銀廃棄物については環境上適正な方法で管理すること

平成27年2月 中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた
今後の水銀廃棄物対策について（答申）」

金属水銀及び水銀含有物を廃棄物として処分する際の
環境上適正な処理方法等を取りまとめ

平成27年9月14日～10月13日

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正
する政令案」等に対するパブリックコメント実施

平成27年11月11日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を
改正する政令の公布

平成27年12月21日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境
大臣が定める方法（194号告示）の一部を改正する告示等の公布

廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（全体概要）

（施行令は平成27年11月6日閣議決定、同月11日公布）

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定

- 廃水銀等（廃試薬、水銀使用製品から回収された水銀、等）を特別管理廃棄物に指定。
- 廃水銀等の処理基準を強化
 - 収集運搬方法及び保管方法の追加：密閉容器に収納して運搬すること。
 - 処分方法の追加：埋立処分を行う場合には、あらかじめ硫化・固型化すること。
- 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の強化

- 水銀使用製品産業廃棄物（水銀血圧計、蛍光灯等）の収集・運搬基準の追加
 - ・破碎することのないような方法により行うこと
 - ・他の物と混合するおそれのないよう区分すること
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（水銀を含む汚泥等）の処分基準の追加
 - ・水銀が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること
 - ・水銀の含有割合が一定以上のものについては水銀を回収すること
- 水銀使用製品産業廃棄物の安定型最終処分場への埋立禁止の明確化

施行期日

- 廃水銀等の特別管理廃棄物への指定及びその収集運搬基準
条約発効日又は平成28年4月1日のいずれか早い日
- 廃水銀等の硫化・固型化基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準
平成29年10月1日

廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（廃金属水銀等）

○ 廃金属水銀等

- 金属水銀はこれまで有価物として取り扱われており、廃棄物処理法において特別な規定はされていない。
- 今後、条約による水銀の使用の制限に伴い、廃棄物として取り扱う可能性が想定される。



➤ 廃水銀等を特別管理廃棄物へ指定

➤ 収集運搬基準の追加

- 運搬容器に収納
- 容器は密閉・収納できること、損傷しにくいこと

➤ 保管基準の追加

- 容器に密閉、高温にさらされないような措置、腐食防止

➤ 処分方法（平成29年10月1日より施行）

- 精製・硫化・固型化しても、溶出試験の結果、判定基準（0.005mg/L）を満たさない場合、遮断型処分場に処分
- 精製、硫化、固型化し、判定基準以下の場合、追加措置を講じた管理型処分場で処分可能

（平成28年4月1日より施行）

辰砂（しんしゃ）〔HgS（硫化水銀）〕

名前の由来は、中国の辰州で産出したことによる。

辰砂は空気中で加熱すると水銀単体が遊離する。

辰砂は赤色で、赤の顔料の原料として古くから利用されてきた。



廃水銀の特別管理一般廃棄物への指定

○特別管理一般廃棄物（令第1条）

① 廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る）

② ①を処分するために処理したもの（※1）

（※1）ただし、環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとする。当該環境省令（規則第1条）において、この基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとし、同方法について、194号告示において、以下のとおり定めることとする。

・精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀に固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固型化する方法とする。

水銀又はその化合物が使用されている製品（水銀使用製品）が一般廃棄物となったものから回収したもの

（例）一般廃棄物である蛍光管・水銀体温計等から水銀回収事業者等により回収された水銀

194号告示の方法以外で処理した物

回収した水銀を194号告示の方法（精製・硫化・固型化）で処理した場合には、特管一廃から卒業。

特管一廃は埋立処分が禁止されている（令4条の2第3号）が、194号告示で処理したものは特管一廃でなくなるので、埋立処分可能。

水銀が天然に鉱石として存在する状態（安定した状態）

一般家庭より試薬等の水銀又はその化合物そのものが排出されることは想定されにくいので指定しない

廃水銀の特別管理産業廃棄物への指定（1）

○特別管理産業廃棄物（令第2条の4）

① 廃水銀等

廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

＜特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物＞

（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く）

・(ア)水銀若しくはその化合物が含まれている物又は(イ)水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設

- ・水銀使用製品の製造の用に供する施設
- ・灯台の回転装置が備え付けられた施設
- ・水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設

- ・国又は地方公共団体の試験研究機関
- ・大学及びその附属試験研究機関
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

(例) 総体としては有価物である非鉄製錬スラッジ

水銀が使用されている製品の全て

廃棄物以外から回収した廃水銀や、回収した時点では有価物のものを想定

（次のスライドでは回収した時点で廃棄物のものが対象）

水銀又は水銀化合物を、ある程度の量排出することが想定される施設

廃水銀の特別管理産業廃棄物への指定（2）

○特別管理産業廃棄物（令第2条の4）

① 廃水銀等（前ページからの続き）

＜水銀汚染物又は水銀使用製品廃棄物から回収されるもの＞

・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物から回収した廃水銀

・水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

② 廃水銀等を処分するために処理したもの
環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

（例）水銀含有ばいじん等

水銀が使用されている製品の全て

（例）硫化・固型化した処理物

水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さ

○ 水銀汚染物

- 現状では、水銀を高濃度に含む汚染物からは水銀回収が行われており、低濃度の汚染物は廃棄物処理法に基づき埋立処分されている。
- 今後、条約により水銀回収のインセンティブが減り、水銀を高濃度に含む汚染物が埋立処分される可能性があるため、環境保全上支障がないよう基準の強化が必要。



- 水銀又は水銀化合物を一定程度含む ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉍さいを「水銀含有ばいじん等」として指定
- 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、産業廃棄物処理施設の許可においてその取扱いを明らかにするとともに委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけ
- 高濃度の水銀汚染物について、水銀回収を義務づけ

（平成29年10月1日より施行）

（廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載も求める予定）

○ 水銀使用製品廃棄物（産業廃棄物）

- 産業廃棄物は、主に水銀回収等が行われているが、直接、埋立処分されているものもある。
- 今後も引き続き水銀回収を促進するとともに、水銀使用廃製品がより環境上適正に取り扱われるよう基準の強化等が必要。



- 水銀使用廃製品（産業廃棄物）については、水銀汚染物と同様に、「水銀使用製品産業廃棄物」として指定（マニフェストへの明示等）
 - 収集運搬時
 - 他の廃棄物との混合禁止、破碎することがないような方法により行う
 - 中間処理時
 - 選別、破碎、切断時の大気への飛散防止
 - 金属水銀を含有する計測機器は水銀回収
 - 最終処分時
 - 安定型処分場への埋立禁止の明確化

（平成29年10月1日より施行）

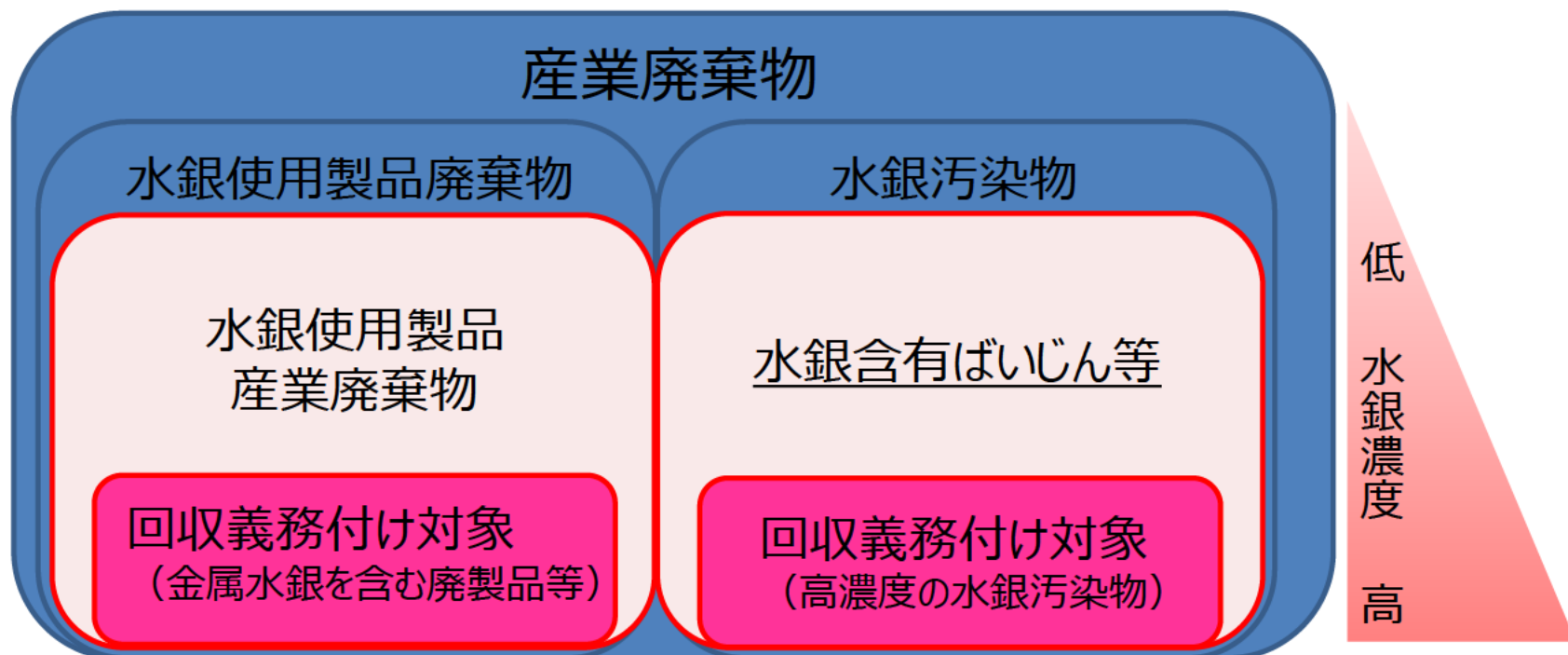
（廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載も求める予定）

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等

水銀使用製品産業廃棄物のうち産業廃棄物であるものであって、**環境省令で定めるもの**については、「水銀使用製品産業廃棄物」と総称する

水銀又はその化合物を含むものが含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、**環境省令で定めるもの**については、「水銀含有ばいじん等」と総称する

施行日 (H29.10. 1) までに定める内容



(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等イメージ図)

廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正 (現在の検討事項)

第2段施行に向けて

改正施行令のうち平成29年10月1日より施行する措置の詳細について検討中。

【主な検討事項】

- ・廃水銀等の処分方法
- ・水銀使用製品産業廃棄物
対象範囲・回収義務付け対象
- ・水銀含有ばいじん等
対象範囲、回収義務付け対象

家庭から排出される水銀使用廃製品への取組

一般廃棄物（家庭から排出される電池、蛍光灯等）は ①メーカーによる自主回収や、②市町村等が収集し、水銀回収又は埋立処分が行われている。

環境上より適正な管理を確保するため、次の内容を検討
（現在約7割の市町村で分別回収が実施）

- 全都清ルート等の既存の水銀回収スキームを活用した適正な回収の促進
 - 先進的都市の事例の紹介等による、市町村の分別回収の徹底・拡大
 - 水銀が飛散しやすい蛍光灯や体温計等の回収時における留意点を明確化
- 「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」、
「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」
を平成27年12月に策定

3.廃棄物処理法の見直し

廃棄物処理法大改正（平成9、12年）に基づく構造改革

○ 排出事業者責任の徹底

- ・ マニフェスト制度の強化
- ・ 措置命令の拡充（対象者の拡大）等

○ 不適正処理対策

- ・ 廃棄物処理施設設置手続の強化・透明化
- ・ 処理業者・施設の設置許可要件の強化
- ・ 欠格要件の強化
- ・ 罰則強化（懲役5年以下、罰金1千万円・法人1億円以下）
- ・ 基金の創設 等

平成15年, 16年, 17年の法改正に基づく構造改革

○ 不法投棄等の未然防止等の措置

- ・ 都道府県等の調査権限の拡充
- ・ 国の関係都道府県等への指示権限の創設
- ・ 不法投棄の未遂罪、目的罪の創設
- ・ 特に悪質な業者の許可の取消の義務化
- ・ 硫酸ピッチの不適正処理の禁止
- ・ マニフェスト虚偽記載等の罰則強化 等

○ 地方環境事務所の設置（平成17年10月1日）

産業廃棄物処理の構造改革（3）

平成22年の法改正により構造改革をさらに充実

- **排出事業者による適正処理を確保するための対策の強化等**
 - ・ 産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度の創設
 - ・ 建設工事に伴って生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化
 - ・ 不法投棄等廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報を努力義務化
 - ・ 措置命令の対象となる行為の拡大
（不適正な保管、収集、運搬も対象に）
 - ・ 従業員等が不法投棄等を行った場合の当該従業員等の事業主たる法人に科される量刑を3億円以下の罰金に引上げ
- **廃棄物処理施設の維持管理対策の強化**
 - ・ 廃棄物処理施設の設置者に対する都道府県知事等による当該施設の5年ごとの定期検査の義務づけ 等
- **廃棄物処理業の優良化の推進 等**

廃棄物処理法の点検・見直しに係る 今後の検討の進め方・スケジュール（想定）について

- 平成22年の廃棄物処理法改正の施行後5年（平成28年4月1日）を経過した場合において、平成22年改正法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものされている。

（参考）廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）
附則

第13条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<廃棄物処理制度専門委員会スケジュール（予定）>

平成28年5月19日 廃棄物処理法の施行状況等について

6月15日 関係者からヒアリング ①

6月30日 関係者からヒアリング ②

8月2日 関係者からヒアリング ③

以降、論点・課題の整理、必要な対策の検討等

※ 年内を目途に報告書の取りまとめを目指し、随時、御審議いただく予定

(1) 廃棄物の適正処理の更なる推進

累次に渡る廃棄物処理法の改正により、不適正処理対策の充実が図られてきたところであるが、引き続き不適正処理事案が発生していることを踏まえ、廃棄物の適正処理の更なる推進のために必要な対応について検討が必要。

- 廃棄物の不適正な取扱いの未然防止策の強化
 - ・ 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上
 - ・ 電子マニフェストの一層の普及拡大
 - ・ 排出事業者責任の徹底
- 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化
 - ・ 廃棄物処理業許可を取り消された者に係る廃棄物の適正処理の確保のために必要な措置の検討
- 廃棄物処理における有害物質管理の在り方
 - ・ WDS発行の基準化を検討
 - ・ 特別管理産業廃棄物の指定対象の見直しの検討

(2)健全な資源循環の推進

G 7 富山環境大臣会合において資源効率性の向上が国際合意されるなど、国内外の資源循環・3 Rを更に推進することが求められており、その際には、適正かつ健全な形で資源循環が行われることが重要。また、優良な循環産業を更に育成していくことも重要であり、こうした課題への対応について検討が必要。

- 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組
 - ・ バーゼル法との「すきま」の解消、バーゼル法との二重手続の改善
- 優良な循環産業の更なる育成
 - ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度の見直し
 - ・ 廃棄物処理業者の取引条件の改善
- 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

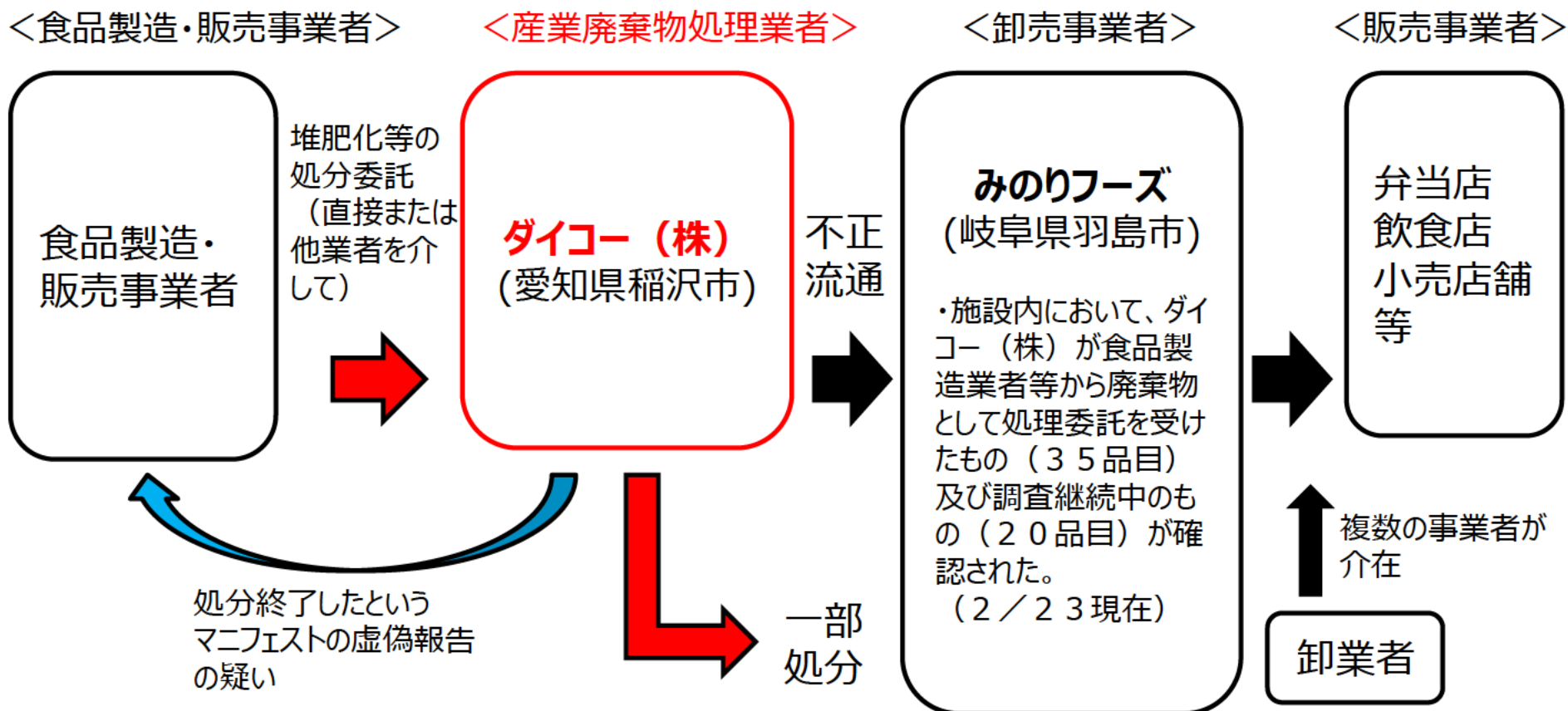
(3)その他

- 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化
- 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し 等

4.食品廃棄物の不適正事案と 再発防止策

事案の概要・経緯

食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで調査中。



※各県の記者発表資料を基に作成。

本事案において考えられる主な問題の所在

<排出事業者※>

<産業廃棄物処理業者>

<卸売事業者>

<販売事業者>

食品製造・
販売業者

堆肥化等
の廃棄処
分委託
(直接また
は他業者を
介して)

ダイコー (株)
(愛知県稲沢市)
・廃棄物処理法上の許
可業者
・食品リサイクル法上の
登録再生利用事業者

不正
流通

みのりフーズ
(岐阜県羽島市)

一部廃棄
処分

弁当店
飲食店
小売店舗
等

複数の事業者
が介在

卸業者

処分終了したという
 manifests の虚偽報告
の疑い

【廃棄物の取扱いに関して】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれ (manifests の虚偽報告等)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の登録要件を満たさないおそれ (国が把握できていなかった点)

【食品の取扱いに関して】

- 食品衛生法に抵触するおそれ (無許可営業)
- 食品表示法に抵触するおそれ (表示がない商品が小売りされた点)
- 米トレーサビリティ法に抵触するおそれ (取引記録が作成されていない点) 等

(現在、全容解明に向けて警察による捜査等が行われているところ。)

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連規定
・ manifests により最終処理を確認すること。
・ 産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めること。

(参考) 我が国においては、食品廃棄物等 (年間約2800万トン (うち事業系が1916万トン)、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン (うち事業系が331万トン)) が大量に発生している。
このため、業種ごとの発生抑制目標の達成に向けた取組の促進や、フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動に官民をあげて取り組んでいるところ。

廃棄食品の不正流通に関する今後の対策

食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ
平成28年2月26日

現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
⇒食品として販売され、消費者の不安を招いた
(健康被害は確認されていない)
⇒消費者の信頼の確保が必要

基本的な考え方

- 再発防止等に向けて、現時点で対応可能な対策を取りまとめ
- 本事案の全容解明に向けた迅速かつ適切な調査
⇒法令違反が確認された事業者には厳正に対処
⇒今後、必要に応じて更なる対応を検討 ※食品ロス削減も必要

廃棄物処理に係る課題

- 廃棄食品が不正転売された疑い
【廃棄物処理法】
産業廃棄物管理票※の虚偽報告の疑い
(廃棄物を処分終了したと記載) ※マニフェスト
【食品リサイクル法】
登録再生利用事業者の登録要件を満たさない疑い
- 全国の処理事業者に立入検査を実施
⇒本事案以外の転売事例はなかった

対策

- ①電子マニフェストの機能強化 (環)
・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討
- ②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化
・行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化 (環・農)
・適正処理の強化と人材育成 (環)
- ③排出事業者による転売防止対策の強化 (環・農)
・食品事業者が取り組むべき措置の指針(省令)の見直し
・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

食品の取扱いに係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の取扱いが行われた疑い
【食品衛生法】無許可営業等
【食品表示法】表示がない商品の小売り

対策

- ①食品等事業者の監視指導の徹底 (厚)
・立入検査における営業実態の把握、必要な措置の要請
- ②食品表示の適正化 (消)
・地方公共団体に業務用加工食品表示の適正化の周知を要請
(小売店舗による、仕入れた加工食品の表示確認が重要)

同種事案発生時の対策

- ①関係機関の緊密な連携
・廃棄物部局と食品部局の連携
- ②消費者への注意喚起等 (消・厚)
・「食べてはいけない食品」を周知
(広報手段の拡充)
- ③健康被害の早期把握 (消・厚)
・24時間365日の万全の対応
(保健所等→厚労省→消費者庁)

4. 1 本事業の課題 (食品リサイクル法・廃棄物処理法関係)

食品リサイクル法に係る本事案における主な課題

- 本事案では、ダイコー(株)の本社工場が、食品リサイクル法の登録を受けた事業場であるにもかかわらず、食品関連事業者からリサイクル（堆肥化）を委託された廃棄食品をダイコー(株)が不正に転売していた事実を国として把握できなかった。
- 今後、食品リサイクル法上の国の登録を受けた事業者がこうした事案を引き起こさないよう、食品リサイクル法の登録再生利用事業者に対する、国による指導監督の在り方の改善が課題。

廃棄物処理法に係る本事案における主な課題

	廃棄物処理法上の義務	本事案で指摘されている主な課題
産業廃棄物処理業者	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理を受託した後、その<u>処理が終了した場合には、その旨を記載したマニフェストについて、排出事業者への送付が必要。</u>	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物処理業者により、<u>マニフェストの虚偽報告が行われていた疑い。</u>・食品廃棄物を堆肥化すると<u>の委託契約に反して、受託した廃棄物を食品として転売した疑い。</u>
排出事業者	<ul style="list-style-type: none">・他人にその廃棄物の処理委託をするときは、<u>委託基準（※）に沿った契約の締結が必要。</u> <p>※廃棄物処理法において、許可業者への委託や契約書に記載すべき項目等を、委託基準として規定しており、当該基準違反は罰則。</p> <ul style="list-style-type: none">・委託した廃棄物の引渡し時には、<u>産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要。</u>また、<u>処理終了後、送付を受けたマニフェストの確認が必要。</u>・<u>現地確認等による処理状況の確認に係る努力義務。</u>	<ul style="list-style-type: none">・本事案では、排出事業者が食品として<u>転売できる状態で処理委託した結果、市場に流通。</u>・本事案では、<u>マニフェストによる最終処理の確認や廃棄物処理場への年1回の立ち入り確認等を行っていた排出事業者もいたが、本事案が発生。</u>

※詳細な事実関係については、現在、関係自治体や警察において調査中。

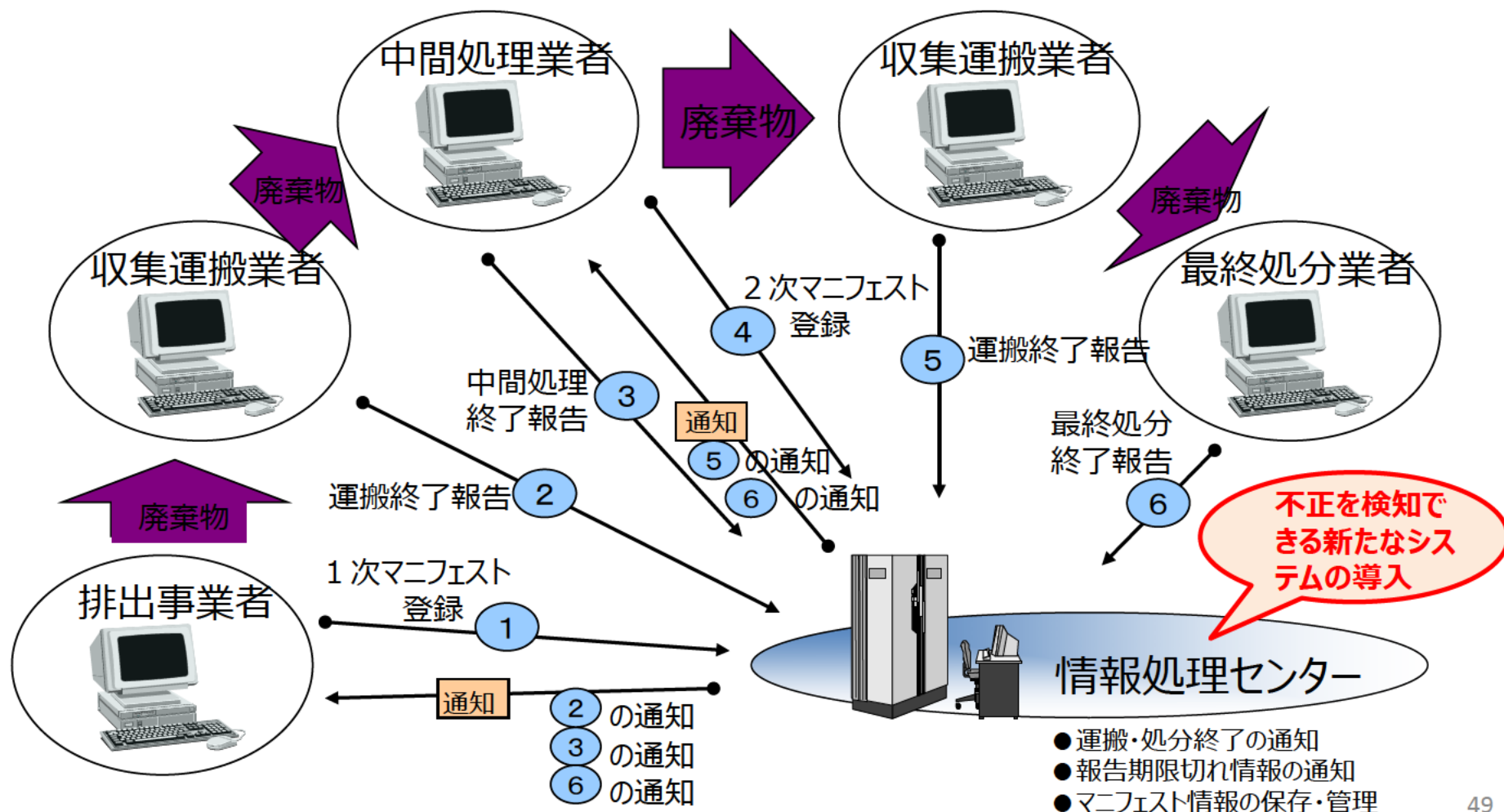
4. 2 電子マニフェストの機能強化

電子マニフェストによる 不正防止のためのシステムの導入の検討

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 本事案において、排出事業者において、マニフェストによる最終処理の確認等を行っていたが、本事案が発生。
- 電子マニフェストについて、その普及を図りつつ、システムによる廃棄物処理フローの管理を行うことで、不正防止のための活用方策とするため、ITの活用により、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、電子マニフェストの情報処理センターにおいて不正を検知できる情報処理システムの導入等を検討する。
- また、排出事業者において、委託契約に沿った産業廃棄物の適正な処理が行われたかどうかについて、マニフェストにより具体的に把握するため、例えば、廃棄物処理業者が実際行った処分方法を記載事項に追加する等、必要な措置を検討。

(参考) 電子マニフェスト制度について

- 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりすることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。



4. 3 廃棄物処理業者に係る対策

(1)監視体制の強化

都道府県による事業者に対する監視体制の強化

- 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度の抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組を関係自治体に改めて通知。
- 都道府県向けに、食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定。（動植物性残さの処理実態等を踏まえ、立入時のチェックポイント等を記載。）

食品リサイクル法における監視体制の強化

(農林水産省と共同)

- 本事案を受け、全国の登録再生利用事業者に対して立入検査を実施した。
- 今後、廃棄物処理法に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国による報告徴収等の積極的な実施により登録事業者に対する指導・監督の強化を早急に具体化し、実行することにより、登録事業者による食品廃棄物の適正処理の確保を図る。

① 国による報告徴収等の積極的実施

- 本事案を受けた対応としての立入検査の実施
- 新規登録・更新時の現地確認の実施を徹底
- 登録事業者からの積極的な報告徴収・立入検査の実施、必要に応じた登録の取消し等

② 地方公共団体との連携強化

- 申請者が廃棄物処分業を行う自治体での行政指導等の状況を国が照会し、審査時に参照
- 自治体での行政指導の状況を定期的に照会
- 国による立入検査と、地方公共団体による廃棄物処理法に基づく立入検査との連携

4. 3 廃棄物処理業者に係る対策 (2)適正処理の強化と人材育成

廃棄物処理業者に係る再発防止策

環境省による廃棄物処理業者への再発防止策の要請とフォローアップ

- 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化として、以下の対策を実施するよう、環境省から廃棄物処理業者へ要請することとする。
- 以下の対策を着実に実施に移すよう、環境省としても実施状況のフォローアップを行い、その実施を後押しする。

(廃棄物処理業者において取り得る再発防止策)

○処理状況の積極的な公開

- ・排出事業者による現地確認の積極的受入れとその際に参考となるチェックリストの整備
- ・処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開

○優良事業者の育成・拡大

- ・廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物事業者認定（※）の取得の推進
- ・優良な食品リサイクル業者育成・評価のための自主基準の策定や評価制度の構築
- ・廃棄食品の処理業者に対する研修の実施や民間資格制度の創設

(※) 通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を都道府県等が認定する制度

廃棄物処理業における人材育成

- ・ 廃棄物処理に携わる関係者が、これまで以上に法令を遵守し、安全・安心に作業を進め、環境に配慮し、さらには地域社会や経済に貢献する人材を育成するため、環境省として、以下の取組を実施し、適正な廃棄物処理業者の人材育成を行う。
- ・ また、食品リサイクル法については、登録再生利用事業者等に対する国によるセミナー・研修や、優秀な取組の表彰を実施する。

【スケジュール（想定）】 H27 H28 H29 H30～

① 実態把握

業界内外の人材育成の実態把握

② 人材育成ニーズの高い分野における人材育成のあり方の検討

育成ニーズの高い分野特定
(アンケート調査：3分野程度)

モデル研修の内容検討

モデル研修等の内容の改善

モデル研修の実施
(経営者対象)

モデル事業等の実施 (作業対象) / 評価指標の試行実施

③ 人材育成の評価指標の検討

能力を評価するための仕組み (資格制度、継続学習等) の検討

④ 人材育成の枠組み、実施体制の検討

人材育成の枠組み、各都道府県産業廃棄物協会の実施体制などの検討

⑤ 普及啓発

会員等への報告会開催



次代を担う産廃処理人材育成へ

4. 4 排出事業者に係る対策 食品廃棄物の転売防止対策の強化

廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の徹底（1）

—チェックリストの作成と要請—

- 廃棄物処理法において、排出事業者には事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任がある（＝排出事業者責任）。具体的には、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の処分委託をする際には、委託基準に沿った適正な契約の締結や、マニフェストの交付や処理終了後に送付を受けたマニフェストの確認、廃棄物の処理状況の確認に努める等、必要な措置を講ずることとされている。
- 今回の事案においては、大量の廃棄食品が保管された状況であり、また処理施設の稼働実態があまりなかったと考えられる状況等があったことを踏まえ、排出事業者責任に基づく必要な措置について、改めて周知徹底する必要がある。このため、チェックリストを作成し、当該措置の適正な実施について、都道府県等に通知し、関係事業者への指導に当たり、その活用を推進する。
- 具体的には、排出事業者を対象として廃棄物処理法令で規定されている、現地確認等による処理状況の確実な把握、マニフェストにおける最終処分の十分な確認や、処理委託時に適正な処理を行うために必要となる費用が処理料金において確保されているか、排出事業者においても確認した上で、適正な料金で委託する等の措置について、チェックリストを作成し、その適正な実施を要請。また、併せて、廃棄物の排出抑制に係る措置についても求めることとする。

廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の徹底（２）

—チェックリストの作成と要請—

<参照条文>

◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

第12条

7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第12条の2

7 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※ 施行通知において、「事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、まず、当該処理を委託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられること」と記載されている。

食品廃棄物の転売防止のための排出事業者への要請

(農林水産省と共同)

- 排出事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として使えないようにするなどの適切な措置を講じるよう要請。（併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請）。
- ただし、その場合、廃棄方法がリサイクルの阻害とならないよう、要請の内容を検討。

食品リサイクル法判断基準の見直しの検討

(農林水産省と共同)

- 食品製造業者等の排出者が食品廃棄物等のリサイクルを委託する場合に、本事案のような不正な転売を防止する観点から、例えば、食品廃棄物をそのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の見直しを検討する。

＜食品リサイクル法の判断基準について＞ 食品リサイクル法7条の主務省令（※）

食品リサイクル法では、主務大臣（財務、厚労、農水、経産、国交、環境）が、食品廃棄物等の発生抑制やリサイクル等を促進するため、再生利用等実施率を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めている。

＜判断基準への位置付け＞

- ・個々の事業者が取り組むべき再生利用等実施率の目標
- ・その他食品廃棄物等の発生抑制、リサイクル等（食品循環資源の再生利用等）の適切な実施の指針



＜指導・助言＞

食品廃棄物等の発生抑制やリサイクル等の適確な実施を確保するため必要があると認めるとき（法8条）

＜勧告・公表・命令＞

食品廃棄物等多量発生事業者（年間発生量100トン以上）の食品循環資源の再生利用等が判断基準に照らして著しく不十分であるとき（法10条）

＜報告徴収・立入検査＞

食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、報告徴収・立入検査できる（法24条1項）

※ なお、食品リサイクル法の規定に基づき、判断基準を改正する場合には、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

食品廃棄物の転売防止のための措置に関する ガイドラインの策定

(農林水産省と共同)

- 本事案及び食品リサイクル法における判断基準省令の策定を受けて、排出時、廃棄物引渡し時、処理委託後等の各段階において、食品廃棄物の不正な転売を防止するための対策をとるため、関係事業者の実態調査等を踏まえ、食品廃棄物の廃棄に係るガイドライン（仮称）をできるだけ速やかにとりまとめ、その活用促進を図ることとする。（農林水産省と連名）
- なお、ガイドラインの実効性を確保するため、とりまとめに当たっては、中小企業等、事業の規模等に応じて活用できるよう、内容を検討。

(現在、ヒアリングによる実態調査のとりまとめ等を行っているところ。)